

高卒・大卒就職ジョブサポーターの活用による新規学卒者への就職支援

<高校> 高卒就職ジョブサポーターが支援

高卒就職ジョブサポーターは、主として高校等に出向き、個別の職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援を実施。

(ハローワークにおける主な支援内容)

- ① 適正な労働条件確保のための求人内容の確認、求人確保及び求人情報の提供
- ② 職業指導（職業適性検査、職業情報の提供等）
- ③ 就職面接会等の開催
- ④ 未内定者等に対する個別支援（職業相談・職業紹介）、保護者への周知・啓発



高校生を求人企業に引率

<大学、短大、専門学校等> 大卒就職ジョブサポーターが支援

大卒就職ジョブサポーターは、大学等に対し、担当者制の導入等、学校と緊密な連携の下、大学訪問等による未内定者の早期把握、キャリアセンター担当者に対する支援、学生に対する個別支援（エントリーシート作成指導、面接指導、応募先の選定等）、就職面接会の開催支援等を実施。

また、新卒応援ハローワーク等において、以下の支援を実施。

(新卒応援ハローワーク等における主な支援内容)

- ① インターネットを通じた広域的な求人情報の提供、中小企業とのマッチング、求人開拓
- ② 就職支援セミナー、就職面接会等の開催
- ③ 希望者に対する個別支援（エントリーシート作成指導、面接指導、応募先の選定等）、保護者への周知・啓発



就職活動の進め方についての相談を実施

【就職支援体制の強化】

緊急雇用対策
(平成21年10月23日)

緊急経済対策
(平成21年12月8日)

経済対策
(平成22年9月10日)

緊急総合経済対策
(平成22年10月8日)

高卒就職ジョブサポーター	474人	→532人(+58人)	→779人(+247人)	→1,084人(+305人)	→1,084人(+0人)
大卒就職ジョブサポーター	56人	→86人(+30人)	→149人(+63人)	→669人(+520人)	→919人(+250人)
合計	530人	→618人(+88人)	→928人(+310人)	→1,753人(+825人)	→2,003人(+250人)

(注) ジョブサポーターには、大学等での就職支援担当や企業の人事労務担当の経験者、キャリアカウンセラーの資格を有する者等がなっている。

(別添4)

ハローワークで新卒者の就職支援を進めています！

ハローワークにおいては、「経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）及び「緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）に基づき、新卒者支援を進めています。

～新卒者（就職活動中の学生・既卒者）への支援を充実しました～

○全都道府県にワンストップで新卒者を支援する「新卒応援ハローワーク」を設置

全都道府県に、就職活動中の学生・既卒者の皆様が利用しやすい専門のハローワークとして、平成22年9月24日から「新卒応援ハローワーク」（平成22年12月1日現在56カ所）を設置しました。お気軽にご利用ください。

【実績】 30,641人が利用、2,090人が就職決定（いずれも平成22年9月24日～10月末）

（主な支援メニュー）

- ・全国ネットワークによる豊富な求人情報の提供、職業紹介、中小企業とのマッチング、求人開拓、就職活動に役立つ各種セミナー
- ・就職までの一貫した担当者制による個別支援（求人情報の提供、就職活動の進め方、エントリーシートの添削、面接指導等）
- ・臨床心理士による心理的サポート

※ 新卒応援ハローワークの所在地・連絡先はこちら→ <http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/05.html>

○「ジョブサポーター」の倍増によるきめ細かな支援

「大卒・高卒就職ジョブサポーター」を倍増（928人→1,753人（経済対策（平成22年9月10日））→2,003人（緊急総合経済対策（平成22年10月8日））し、きめ細かな支援を行っています。

【実績】 4,949人（平成22年9月～10月）の就職が決定、8,350人（平成22年10月）の求人を開拓

（大卒就職ジョブサポーターの支援内容）

大学等と連携した出張相談・就職支援セミナー、新卒応援ハローワークにおいて就職活動中の学生・既卒者への個別支援（エントリーシートの作成相談、面接指導、応募先の選定など）及び求人開拓等を実施

（高卒就職ジョブサポーターの支援内容）

学校と密接に連携し、求人情報の提供、職業適性検査や各種ガイダンス・セミナー、求人開拓、未内定者に対する一貫した個別支援（職業相談、応募先の選定、面接指導等）等を実施



～3年以内の既卒者の新卒扱いの普及に取り組んでいます～

○「青少年雇用機会確保指針」を改正しました（「卒業後3年間は新卒扱い」を明記）

雇用対策法に基づく「青少年雇用機会確保指針」（※1）を改正（平成22年11月15日）し、事業主が取り組むべき措置として、学校等を卒業後少なくとも3年間は新卒として応募できるようにすることを盛り込み、厚生労働大臣より主要な経済団体等に協力を要請しました（※2）。また、労働局・ハローワークにおいても事業主の皆様への周知を進めていきます。

※1 雇用対策法第7条において事業主の努力義務として、「青少年の雇用機会の確保」が定められています。事業主が具体的に取り組むべき事項を定めたものが「青少年雇用機会確保指針」です。

※2 平成22年11月15日に245団体に厚生労働大臣より要請書を送付

（要請書全文：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000wgq1-img/2r9852000000wgut.pdf>）

○3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金を創設しました

卒業後3年以内の既卒者を採用する事業主を支援するために、平成22年9月24日にこれらの方を採用する事業主への奨励金制度を創設しました。さらに11月26日より長期に育成支援が必要な方への支援を充実させました。

【実績】 4,860人が雇用開始（平成22年9月24日～12月19日）

①3年以内の既卒者を対象にトライアル雇用を行う企業への奨励金（「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」）

卒業後3年以内の既卒者を正規雇用へ向けて育成するため、まずは有期で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対し、ハローワークにおいて支給。（平成22年9月24日～）【有期雇用（原則3か月）1人月10万円、正規雇用から3か月経過後に50万円】

対象求人数 132,606人 トライアル雇用開始者数 4,513人 （平成22年9月24日～12月19日）

②長期に育成支援が必要な3年以内の既卒者を対象にトライアル雇用を行う企業への奨励金（「既卒者育成支援奨励金」）

長期の育成支援が必要な既卒者を有期雇用し、育成のうえ正規雇用に移行させる成長分野（健康、環境分野及び関連するものづくり分野）の中小企業の事業主に対し、ハローワークにおいて支給。（平成22年11月26日～）【①に加え、有期雇用期間を原則3か月のOFF-JT期間を含む原則6か月に延長。さらにOFF-JT期間は各月5万円を上限に教育訓練経費の実費を上乗せ】

③新卒扱いで3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金（「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」）

卒業後3年以内の既卒者も応募可能な新卒求人を出し、既卒者を正規雇用する事業主に対し、ハローワークにおいて支給。（平成22年9月24日～）【正規雇用から6か月経過後に100万円、1社1回限り】

対象求人数 14,932人 採用者数 347人 （平成22年9月24日～12月19日）